

ふくしまふるさと暮らし推進協議会 設置要領

(平成19年4月24日決定)

(平成20年4月1日改正、平成20年6月6日改正、平成21年6月5日改正、平成22年5月21日改正、
平成24年8月3日改正、平成25年8月7日改正、平成26年9月10日改正)

第1 目的

大都市圏の団塊世代を中心とするふるさと暮らし（定住・二地域居住）を志向する人々が、四季に彩られた豊かな自然や歴史・文化資源に恵まれ、多様なライフスタイルが実現できる福島県において、心豊かなふるさと暮らしを実現できるよう、関係団体が連携して受入体制の整備や情報の発信を積極的に推進し、その誘導を図るため、「ふくしまふるさと暮らし推進協議会」（以下「推進協議会」という。）を設置する。

第2 組織及び役員

- 1 推進協議会は、別表に掲げる者で構成する。
- 2 推進協議会に会長を置き、福島県知事をもって充てる。
- 3 会長は、推進協議会を代表し会務を総理するとともに、会議を招集し主宰する。
- 4 推進協議会に副会長を置き、福島県観光交流局長をもって充てる。
- 5 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときは、副会長がその職務を代理する。

第3 業務

推進協議会は、構成団体が連携してふるさと暮らしを推進するため、受入体制の整備、PR・情報提供、誘導策等について協議を行うものとする。

第4 事務局

- 1 推進協議会に関する事務局は、福島県観光交流局観光交流課に置く。
- 2 事務局長は、福島県観光交流局観光交流課長をもって充てる。

第5 ワーキンググループ

- 1 推進協議会は、必要に応じて専門事項を調査・検討するための「ワーキンググループ」を設置することができる。
- 2 ワーキンググループは、推進協議会構成員から推薦のあった者で構成する。

第6 補則

この要領に定めるもののほか、推進協議会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

(別表)

ふくしまふるさと暮らし推進協議会 構成員

	団体名
1	日本放送協会福島放送局
2	福島テレビ株式会社
3	株式会社福島中央テレビ
4	株式会社福島放送
5	株式会社テレビユー福島
6	株式会社福島民報社
7	福島民友新聞株式会社
8	株式会社ラジオ福島
9	株式会社エフエム福島
10	福島県女性団体連絡協議会
11	東日本旅客鉄道株式会社仙台支社福島支店
12	阿武隈急行株式会社
13	会津鉄道株式会社
14	公益社団法人福島県バス協会
15	福島県商工会議所連合会
16	福島県商工会連合会
17	福島県中小企業団体中央会
18	公益社団法人日本青年会議所東北地区福島ブロック協議会
19	福島県工業クラブ
20	福島県インキュベート施設ネットワーク協議会
21	公益財団法人福島県観光物産交流協会
22	一般社団法人日本旅行業協会東北支部福島地区委員会
23	福島県旅館ホテル生活衛生同業組合
24	福島県ツーリズムガイド連絡協議会
25	福島県農業協同組合中央会
26	公益財団法人福島県農業振興公社
27	公益社団法人福島県森林・林業・緑化協会
28	公益社団法人福島県宅地建物取引業協会
29	公益社団法人全日本不動産協会福島県本部
30	一般社団法人福島県建設業協会
31	福島県耐震化・リフォーム等推進協議会
32	株式会社東邦銀行
33	株式会社福島銀行
34	株式会社大東銀行
35	福島県信用金庫協会
36	福島県信用組合協会

	団体名
37	NPO法人エイ・アール・エス
38	NPO法人奥会津金山あそびのがっこう
39	NPO法人ゆうきの里東和ふるさとづくり協議会
40	NPO法人あぶくま地域づくり推進機構
41	NPO法人元気づくりサポートセンターなんなん福島
42	NPO法人スローライフふくしま
43	NPO法人ふるさとネットワーク福島
44	NPO法人りょうぜん里山がっこう
45	NPO法人循環型社会推進センター
46	小野町ふるさと暮らし支援センター
47	有限責任事業組合FRS
48	IWAKIふるさと誘致センター
49	NPO法人白河ふるさと回帰支援センター
50	移住者ネットワークふくしま
51	あづまの里「荒井」づくり地域協議会
52	閻川(くらがわ)丸ごと自然を生かし隊
53	会津坂下町グリーン・ツーリズム促進委員会
54	NPO法人 芋麻(ちょま)倶楽部
55	NPO法人ふるさと回帰支援センター
56	南相馬市ふるさと回帰支援センター
57	福島県市長会
58	福島県町村会
59	福島県